

幼児教育・保育の無償化のご案内
(認可外保育施設等利用者用向け)



手賀沼のうなぎちゃん
©我孫子市 2012

〔問い合わせ先〕
〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 西別館 2 階
我孫子市役所 保育課 入園・認定係
電話：04-7185-1111（内線 464）

幼児教育・保育の無償化とは

・認可外保育施設等を利用する児童で、保育を必要と認定された保護者が施設利用時に支払う保育料について、上限額までの範囲で保護者に対し給付（無償化）されます。

給付を受けるには、お住いの市区町村から「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

【対象となる施設】

- ・認可外保育施設（ベビーシッターや事業所内保育施設を含む）
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業

施設等利用給付認定について

・対象となる認定には、以下の2種類の認定区分があり、年齢によって区分や要件が異なります。

※年齢区分は、4月1日現在の年齢となります。

1.新2号認定（施設等利用給付2号認定）

- 対象年齢：3歳児から5歳児
- 認定要件：父・母・同居している65歳未満の祖父・祖母の全員が【保育を必要とする事由】に該当する。

2.新3号認定（施設等利用給付3号認定）

- 対象年齢：0歳児から2歳児
- 認定要件：以下の①、②のいずれの要件も満たす者
 - ①父・母・同居している65歳未満の祖父・祖母の全員が【保育を必要とする事由】に該当する。
 - ②非課税世帯

無償化の内容について

【対象経費】

- ・認可外保育施設等の保育料（通園送迎費、食材料費、教材費、行事費等は除く）

【給付額】

- ・月額上限額
 - *新2号認定（3～5歳児）：37,000円
 - *新3号認定（0～2歳児）：42,000円

- ・利用料は、一度施設にお支払いいただき、後日市から保護者へ償還払いいたします。
- ・実際に払った各月の利用料と月額上限額を比較し、低い方を給付額とします。

※保育園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育事業等を利用している方は、認可外保育施設等利用の無償化の対象外となります。

認定手続きの流れについて

認可外保育施設等を利用して、施設等利用給付を受ける場合は、以下の流れで手続きをします。

- ① 我孫子市保育課に申請書類を提出してください。（「認定申請に必要な申請書類について」を参照）
- ↓
- ② 市が認定審査・認定決定を行います。
- ↓
- ③ 市より保護者あてに「施設等利用給付認定通知書」、「施設等利用費の請求について」、「施設等利用費請求書（認可外保育施設等利用者用）」を送付します。
- ↓
- ④ 保護者は、請求書と施設が発行した領収書を揃えて我孫子市保育課に提出します。（申請は年４回（四半期毎）です。）
- ↓
- ⑤ 提出された書類を確認し、請求書に指定された口座に給付します。

認定申請に必要な申請書類について

認定区分によって、必要な申請書類が異なります。

【表１】認定申請に必要な申請書類

認定区分	申請書類	該当する場合に必要な添付書類	
新２号認定	①施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号) ②家庭状況調査票(施設等利用給付認定用) ③重要事項確認及び同意書 【幼稚園・我孫子市幼稚園型認定こども園・我孫子市外認定こども園 認定用】 ④認可外保育施設等を希望する理由書 ⑤保育の必要性を証明する書類(P3【保育を必要とする事由】参照)	【表２】に該当する場合のみ必要となる書類	
新３号認定			非課税世帯である旨の証明

【表２】該当する方のみ必要な書類

提出事由	必要書類
ひとり親家庭の場合 (住民票上、かつ居住実態も別である事)	戸籍謄本(全部事項証明書)又は離婚届受理証明書 離婚調停中であれば、事件係属証明書又は呼出状等の写し(証明日から6か月以内のもの)
二世帯住宅に住んでいる方(住む予定の方)で別世帯として申請する場合	世帯状況申立書(二世帯住宅)
外国籍の方	保護者の在留カードの写し(表と裏)

- ・新３号認定の要件は、非課税世帯であることから、我孫子市で課税状況が確認できない場合は、住民税非課税証明書の提出が必要になります。

※父母、同居の祖父母全員のマイナンバーがわかる資料（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写しなど）及び本人確認ができる資料（運転免許証など）を保育課窓口にご持参いただければ、住民税非課税証明書の提出は原則不要です。

【保育を必要とする事由】

事由	要件	認定期間	必要書類
就労	月64時間以上の就労をしていること ※休憩時間は含まない	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間	就労証明書(証明日から6か月以内のもの)*㊦ 次に該当する場合は上記に加えて下記のいずれかの書類が必要 ・自営業者の場合<個人事業主の開業届出書の写し、その他自営業の証明となるもの> ・農業従事者の場合<農地台帳の写し>
妊娠・出産	産前産後(妊娠・出産)期間であること	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※双子の場合は、出産月の4か月前の月初めから出産後2か月目を迎えた月末まで ※実際の出産日によって期間が変更になります	母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日を記入したページ) ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出してください。
疾病・障害	保護者の病気や怪我、又は精神や身体に障害があること	療養が必要な期間	診断書(証明日から6か月以内のもの)*㊦又は障害者手帳等(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の写し(交付を受けた方のみ)
介護・看護	同居の親族の介護や看護に常時あたっていること	介護・看護が必要な期間	①診断書(証明日から6か月以内のもの)*㊦又は介護保険被保険者証(要介護1~5)の写し ②介護・看護状況申告書*㊦
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること	災害復旧に従事している期間	り災証明書など
就学	保護者が就学又は職業訓練(月64時間以上)を受けていること*1 ※休憩時間は含まない	卒業又は修了予定まで	①在学証明書 ②カリキュラム表
求職活動等	求職活動(起業準備を含む)を行っていること	1か月間(起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間) ※求職活動での認定は1年に1度までです。	1か月以内に求職活動状況報告書*㊦、次の認定に必要な書類 ※1か月以内に就労を開始してください。

*㊦ 市所定の様式があります。様式は保育課にあり、我孫子市のホームページ「幼稚園・認可外保育施設等の書式ダウンロード」からも印刷できます。

*1 学校教育法に規定された学校(学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設)等または職業訓練校における職業訓練に限る。

〈申請書類について〉

- ・ 認定申請書等の必要書類は、保育課にあります。
- ・ 我孫子市のホームページ「幼稚園・認可外保育施設等の書式ダウンロード」からも印刷できます。

【注意事項】

- ・ 給付を受けることができるのは、認定の有効期間内に限ります。
- ・ 月の途中で市区町村間の転入出があった場合や、入退所があった場合は、月額上限額を日割りで計算します。
- ・ 給付認定後、施設利用中に認定事由の認定期間が終了する（妊娠・出産要件等、認定有効期間が区切られている）場合は、期間終了前に認定の変更手続きが必要となります。
- ・ 認定開始後、一定期間以上就労していない等、保育の必要性を確認できない場合は、認定取消となります。

認定内容に変更が生じたとき

認定内容に変更が生じた場合や要件を満たさなくなった場合は、変更の申請が必要です。

【申請内容の変更】

申請・認定後に家庭の状況等、申請内容に変更があった場合は、必ず市に連絡をしてください。認定内容の変更手続きが必要となります。

【認定の取消について】

- ・ 退職等により保育の必要性を満たさなくなった場合や申請されている状況に変更や相違があると市が判断した場合は、認定の取消を行い、その旨を通知します。
- ・ 他市に転出される場合は、必ず事前にご連絡ください。
転出先の市区町村で認定申請を行う必要があります。（市外へ転出した場合、我孫子市での認定は取消となります。）

